

# 平成30年度 事業計画書

社会福祉法人

鎌ヶ谷市社会福祉協議会

# 平成30年度 鎌ヶ谷市社会福祉協議会 事業計画

## 【基本方針】

近年、社会構造が大きく変化する中、住みなれた地域で自分らしく、いきいきと安心して暮らせる地域社会を構築するためには、地域全体で支え合う仕組みづくりを、早急に図っていかねばなりません。

本会は、これらの課題に対応すべく、本年度から生活支援コーディネーター設置業務（生活支援・介護予防）を鎌ヶ谷市から受託し、制度の隙間にある地域課題の解決に向け、地域住民をはじめ、行政機関、自治会、民生委員児童委員、介護等サービス事業所及びボランティア団体等と連携しながら、要介護状態になっても住み慣れた地域で最後まで生活できるよう、福祉のまちづくりを今まで以上に強く推進してまいります。特に、北部地区においては、北部地区社会福祉協議会が中心に当該業務を実施していくとともに、他の5地区においても事業啓発に努め、準備が整いしだい、生活支援体制の整備に取り組んでまいります。

また、福祉情報の発信を強化するため、ホームページのリニューアルを行うとともに、人生の終末期に備えるための終活セミナーを開催するなど、安心して暮らすための情報を得る機会を設けます。

## 【重点目標】

### 1 地域福祉活動計画の推進

#### ① 地域包括ケアシステムの推進

制度の隙間にある地域の課題を発見し、これらの課題に対応すべく、本会に生活支援コーディネーターを配置する。また、地区社会福祉協議会には、現在在籍している地区コーディネーターが、生活支援コーディネーターを兼任しつつ、住民による支えあい活動について話し合う場となる「協議体」を設置し、地域住民と行政機関、地域包括支援センターなどとともに、地域課題解決に取り組む。

本年度は、北部地区社会福祉協議会が、生活支援コーディネーター設置業務（生活支援・介護予防）を行い、他の地区社会福祉協議会も準備が整いしだい、事業を実施する。

#### ② 終活セミナーの開催

終活をテーマにしたセミナーを開催し、多くの方々に充実した人生感を育む機会を提供する。なお、終活とは、「人生の終末期を自分らしく過ごすために生前から準備すること」とされております。

### ③ ホームページのリニューアル

各地区社会福祉協議会や福祉作業所友和園の情報ごとの充実を図るとともに、見やすい環境を整えるために、大幅なリニューアルを実施する。

### ④ 相談事業の充実

家族問題、友人関係、生計問題などの多岐にわたる幅広い相談に対応する「心配ごと相談」「心の相談」事業を引き続き実施する。

なお、市内6地区社会福祉協議会で行っている「福祉サービス案内」の充実に努め、成年後見、年金相談等について相談会を開催する。

### ⑤ 災害時の連絡体制等

災害等緊急時における、本会組織内連絡ツールの充実及び本会職員等の緊急招集体制の整備を早急に行い、参集訓練を実施する。

## 2 福祉作業所友和園の運営

指定管理者の受託から3年目を迎え、就労継続支援B型の賃金向上のため、市場開拓に努める。

## 3 社会福祉大会の開催

地域福祉活動の振興と住民主体の地域福祉を進めるとともに、社会福祉に寄与された方々を表彰し、感謝と敬意を表することを目的に開催する。

## 【主要事業】

### 1 法人運営事業

#### ① 啓発（広報）事業の推進

- ・福祉に関する情報を発信する窓口として、社協だより（広報紙）及び各種事業パンフレットの配布、行政機関や福祉関係団体からの情報紙の掲示にも努める。
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を間近にひかえ、福祉健康フェア・すまいる祭り等の中で、障がい者スポーツの体験会を行い、障がいのある人もない人も一緒に楽しめるイベントを開催する。
- ・鎌ヶ谷市総合防災訓練に参加し、減災や災害時の心構え等を啓発する。
- ・防犯活動の一助となるチラシの配布や専門機関による講演会等を推進する。

#### ② 要援助者等への取り組み

- ・来談及び電話による、多様な生活課題を抱える世帯に対して、行政機関や福祉関係者の協力を得ながら相談を受け付ける。
- ・火災、自然災害等により被災した世帯へ、災害見舞金を支給する。
- ・大規模災害時における要配慮者への備えとして、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施する。
- ・本会及び地区社会福祉協議会において大規模災害に備え、備蓄品の確保に

努める。

- ・市内中学校の制服のリユース事業を実施する。
- ③ **経営管理部門の充実**
  - ・事務に係る手数料、消耗品等のコスト削減に努め、事業に係る経費などについても、内容の見直しを継続して行う。
- ④ **福祉関係団体等の育成支援**
  - ・福祉関係団体の活動及び自治会での福祉活動を支援する。
  - ・社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人や福祉関係NPO法人との連携を一層深めるとともに、支援に努める。
  - ・小・中学校等の福祉教育へ助成金を交付して福祉教育の支援に努める。
  - ・小・中学校で行う、福祉に係わる講座等へ、ボランティアの協力を得て、職員の派遣をする。
- ⑤ **その他法人運営の業務**
  - ・指定管理者福祉作業所友和園【指定障害福祉サービス事業者（生活介護、就労継続支援B型）】の管理運営。
  - ・指定管理者地域福祉センターの管理運営。
  - ・善意銀行（寄付の受理、払出し）の運営。
- ⑥ **共同募金運動の推進**
  - ・赤い羽根募金（10月1日～3月31日）及び歳末たすけあい募金（12月1日～12月31日）並びに自然災害等による被災地を支援する義援金の窓口業務を通し、共同募金運動の促進と募金文化の醸成に寄与する。また、千葉県共同募金会からの配分金（一般配分・歳末たすけあい配分）を地域に配分し、地域福祉活動等に活用する。

## 2 地域福祉事業《地区社会福祉協議会との連携、支援》

- ・各地区社会福祉協議会が策定する事業計画に基づき、本会も計画実施のために、活動費の支援及び担当職員の配置並びに地区コーディネーターの資質の向上にも努める。
- ・本会のホームページ、各地区社会福祉協議会広報誌や事業パンフレットなどをおして、地区の行事予定、報告事項及び福祉関連情報の発信に努める。
- ・地域でのふれあいと孤立を防止するために、高齢者やこども、障がい者、子育て中の親子などが集えるサロン事業の拡充を図り、地域住民の居場所づくりを推進する。
- ・健康の維持や介護予防、閉じこもり防止及び安否確認を目的とし、介護教室、ウォーキング、ミニリハビリ及び健康体操教室等を実施する。

- ・ボランティア意識の育成と地域福祉の担い手づくりのために、小・中学生を対象とする事業を実施するとともに、身近な助けあい活動が行える仕組みづくりを再構築する。
- ・大規模災害時に備えた取組みとして、地域を中心とした助けあいのシステムが機能するように、青少年も含めた人材育成に努める。

### 3 ボランティア育成事業（ボランティアセンター事業）

福祉的なボランティア活動が地域の中で広範囲に広がるよう、ボランティアセンターを拠点にボランティア育成事業を行う。また、人と人をつなぐ橋渡し役として専門コーディネーターを配置し、学校、社会福祉施設、ボランティア団体等との連携を深め、情報共有に努める。

#### 【主な業務内容】

#### ① ボランティアの相談と登録

- ・ボランティアの相談・活動紹介及び見学・情報提供。
- ・ボランティア登録・活動保険加入の手続き。
- ※自然災害による被災地でのボランティア活動保険加入の手続き。

#### ② ボランティアの育成ための体験学習及び各種講座を段階的に開催

- ・ボランティア入門講座。（\*）
- ・市民ボランティア体験学習。
- ・夏休み福祉体験（学生対象）。
- ・災害ボランティア養成講座。
- ・ボランティア活動スキルアップ公開講座。（\*）
- （\*）ボランティア連絡協議会との共催予定。

#### ③ ボランティアの連絡調整と連携

- ・ボランティアの依頼及び連絡調整。
- ・ボランティア活動団体や福祉施設、行政などの関係機関との連携。

#### ④ ボランティアに関する支援・啓発・普及

- ・市内の企業等の福祉活動に関する社会貢献情報を提供する。
- ・小・中学校で行われる福祉体験授業に対し、福祉教育の一環として、ボランティアの協力を得ながら、車イスやアイマスク、高齢者疑似体験用具等を活用した「福祉体験」を充実する。また、自治会及び福祉団体等からボランティア活動についての講師派遣依頼に対し、ボランティア及び職員を派遣する。
- ・「ボランティアセンター通信」（社協だより：年3回発行）、本会ホームページ、パンフレットなどボランティアセンター事業の啓発に努める。

#### ⑤ 福祉用具の貸出

- ・高齢者疑似体験セット（子ども用・大人用）、車イス。

### 4 在宅福祉サービス事業

#### ① ふれあいサービス（有料福祉サービス）

- ・高齢者や障がい者、出産前後の子育て世帯などが、日常生活でお困りのときに「利用会員」となり、地域の中から参加した「協力会員」が、家事援助や介助などのサービスを有料で提供する会員制の相互扶助の在宅サービスを行う。（介護保険対象外の事業）
- ・病気や怪我、里帰り出産が困難など、様々な事情を抱える利用対象世帯に対し、世帯の自立に向けて、サービス内容を精査し支援する。
- ・協力会員研修会については、年間を通じて、前期（高齢者・障がい者支援）・後期（子育て支援）に分けて、日常支援に役立つための研修内容の充実に努める。
  - \*鎌ヶ谷市の事業担当課と連携し、互いの研修会情報を提供し合い、互いの担い手確保に努める。
- ・ふれあいサービスについて、市民及び関係機関へ広報の掲載・パンフレット・チラシ等を配布し、協力及び利用の促進に努める。

#### 【主な業務内容】

- ・利用・協力についての相談・登録
- ・利用について実態調査（訪問活動）
- ・サービスにつなげるためのコーディネート
- ・サービス提供に伴う会員同士のマッチング
- ・活動報告に伴う配分金の手続き
- ・協力会員向け研修会の企画及び実施

#### ② 在宅介護者のつどい

- ・身体の障がいや認知症状などの介護者を在宅で介護している家族に対し、リフレッシュ事業と日頃の介護の悩みについて、介護者同士で話し合える場として毎月1回開催する。また鎌ヶ谷市の事業担当課の協力による血圧測定など健康面での相談を行う。
- ・毎日の介護が、快護となるために、また地域からの孤立防止のために本会事業間での連携を図る。
- ・地域で支え合える場づくりとして、各地区社会福祉協議会が拠点とするサロン事業等の利用につなげるために、介護者のつどいに登録している参加者へ地域の情報提供を行う。
- ・ふれあいサービス事業を通して、介護者の家族がつどいに参加しやすいよ

うに、家族に代わり協力会員が自宅で見守りや話し相手などに協力できるような体制づくりに努める。

- ・相談事業を通して、心の相談員が週2回（月・金）の開設日に介護者のつどいに参加できない事情がある方の不安や悩みについて、傾聴を行う。

## 5 相談事業

### ① 心配ごと相談（毎週水曜日 10時～14時〈予約不要〉）

- ・どこへ相談してよいかわからない悩みや不安を持つ市民のために、気軽に相談を持ち込める窓口として、相談員2名体制で、日常生活での相談ごとに応じる。また、必要に応じて、行政機関や専門相談窓口等への橋渡しを行う。

### ② 心の相談（毎週月曜日、金曜日 9時30分～15時〈予約必要〉）

- ・家族や友人など、人間関係による様々な心の悩みを抱えている市民に対し、相談者の側に立って悩みごとを共感的に受け止めながら、相談者の訴えを傾聴する。
- ・相談者の健康上の悩みについては、鎌ヶ谷市の担当窓口との連携を図る。

## 6 権利擁護の推進

### ① 日常生活自立支援事業

- ・判断能力が十分でないために適切な福祉サービスの提供が、受けられない高齢者及び障がい者が、地域で自立した生活が送れるために、日常的な福祉サービスの利用援助や金銭管理、財産管理など利用できる範囲内での支援に取り組む。
- ・日常生活自立支援事業の利用促進のために、市民及び関係機関への広報啓発に努める。
- ・権利擁護問題に関する行政、地域包括支援センター、中核地域生活支援センター等の関係機関と連携し、総合的な支援体制を構築するための関係機関連絡会議を開催し、情報の共有を図る。
- ・生活支援員向けに事業に係る情報提供及び研修会を開催する。
- ・専門員及び生活支援員の資質向上を図るため、千葉県等の主催の研修会などに参加する。

### ② 成年後見制度等への取組

- ・成年後見制度の内容・利用方法・手続きや遺言・相続等について、専門家（司法書士及び社会福祉士等）の協力を得て、個別相談会を開催する。

## 7 資金貸付事業（生活困窮者に対する支援）

### ① 福祉資金

- ・市内に居住する一時的に生活に困窮している世帯に対して、資金を貸付することにより生活の安定と向上に寄与することを目的に、民生委員児童委員や行政機関と連携を図りながら貸付事業を実施する。

### ② 生活福祉資金（千葉県社会福祉協議会：受託事業）

- ・低所得者、障がい者又は高齢者に対して、資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図るため、貸付事業を実施する。
- 〈総合支援資金〉失業等により生活に困窮し、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業による支援を受け、貸付後も本会やハローワーク等からの継続的な支援に同意をしている世帯が対象。
- 〈福祉資金〉病気、失業、災害など福祉的な課題を抱え、通常が生計を維持することが困難になった世帯が対象。
- 〈教育支援資金〉学校教育法に規定する学校の学費等が対象経費。
- 〈不動産担保型生活資金〉一定の居住用不動産を有し、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯が対象。
- ・返済が滞っている世帯に対しては、千葉県社会福祉協議会及び民生委員児童委員と連携しながら、督促状及び請求書等の送付や借受世帯への訪問をするなど償還指導を実施する。

## 8 指定管理者事業（鎌ヶ谷市からの受託：平成28年度～32年度）

### ① 福祉作業所友和園（障害者総合支援法に基づく、障害者福祉サービス支援事業）の管理運営

- ・（指定生活介護事業）常に介護を必要とする人の日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。また、このことを通じて、身体能力や日常生活能力の維持と向上に努め、利用者の送迎サービスを行いサービスの向上に努める。
- ・（指定就労継続支援B型事業）通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供し、必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労への移行に向けて支援する。また、就労継続支援B型の賃金向上のため、手作り品の製作、作業の受託、販売先の開拓等に努める。

### ② 地域福祉センターの管理運営

- ・総合福祉保健センター内の地域福祉センター（大会議室、団体活動室等）の貸出し事業をとおして、ボランティア団体や福祉関係団体の活動に寄与する。

## 9 団体事務局

### ① 鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会

- ・鎌ヶ谷市の民生委員児童委員で構成された協議会の会務運営、関係行政機関との連絡調整を行う。
- ・協議会が設置する研修部会、主任児童委員部会、災害支援部会及び広報部会の活動を支援する。
- ・全国民生委員児童委員連合会及び千葉県民生委員児童委員協議会等が主催する研修会や啓発事業等の調整を行う。

### ② 千葉県共同募金会鎌ヶ谷市支会

(中央共同募金及び千葉県共同募金会からの指示により、国民運動としての共同募金運動を実施する機関)